

(参 考)

新 旧 対 照 (改正案)
(現 行)

名古屋市公会堂条例 (抜すい)

別表

施設の名称	使用日の 区 分	利 用 料 金 の 基 準 額					
		午 前	午 後	午前午後	夜 間	午後夜間	全 日
大ホール (主催者控室、控室4室、東控室、西控室、第1楽屋及び第2楽屋付)	平 日	円 75,000	円 88,000	円 147,000	円 100,000	円 169,000	円 210,000
	土曜日、日曜日等	94,000	111,000	184,000	125,000	211,000	263,000
(略)							
第3集会室		<u>2,500</u> 1,000	<u>2,900</u> 1,200	<u>4,900</u> 2,000	<u>3,300</u> 1,300	<u>5,600</u> 2,300	<u>7,000</u> 2,800
(略)							
映 写 室		<u>800</u>	<u>1,000</u>	<u>1,600</u>	<u>1,100</u>	<u>1,900</u>	<u>2,300</u>
楽屋 (第1楽屋及び第2楽屋を除く。) 1室		<u>1,000</u>	<u>1,000</u>	<u>2,000</u>	<u>1,000</u>	<u>2,000</u>	<u>3,000</u>
備考							
1 } (略)							
2 }							
3 大ホール、4階ホール及び楽屋 (第1楽屋及び第2楽屋を除く。) 及び4階ホール につい							

ては、管理上支障がないと認めたときは、使用時間の区分の前後に接続する時間（午前、午後及び夜間の区分による使用時間以外の時間に限る。）についても併せてあわせてその使用を許可し、その超過使用30分当たりについての利用料金の基準額は、次のとおりとする。

- (1) 大ホール (主催者控室、東控室、西控室、第1楽屋及び第2楽屋付)
控室4室
- | | |
|----------|---------|
| 平日 | 16,000円 |
| 土曜日、日曜日等 | 20,000円 |
- (2) (略)
- (3) 楽屋（第1楽屋及び第2楽屋を除く。） 1室 100円

4 }
5 } (略)
6 }